

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部予防課（第2査察）（06-4393-6372）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	防火対象物に対する危険排除のための措置命令
概要	<p>消防長、消防署長その他の消防吏員は、防火対象物において火災の予防に危険であると認める行為者又は、火災の予防に危険であると認める物件若しくは消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める物件の所有者、管理者若しくは占有者で権原を有する者に対して必要な措置をとるべきことを命ずることができます。特に緊急の必要があると認める場合においては、上記の者の他、当該防火対象物の関係者に対しても必要な措置をとるべきことを命ずることができます。</p>
根拠法令等 及び条項	<p>・消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第5条の3第1項 (https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/)</p>
処分基準	<p>・消防法第5条の3第1項 消防長、消防署長その他の消防吏員は、防火対象物において火災の予防に危険であると認める行為者又は火災の予防に危険であると認める物件若しくは消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める物件の所有者、管理者若しくは占有者又は当該防火対象物の関係者。次項において同じ。）に対して、第3条第1項各号に掲げる必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>・消防法第3条第1項各号 1 火遊び、喫煙、たき火、火を使用する設備若しくは器具（物件に限る。）又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備若しくは器具（物件に限る。）の使用その他これらに類する行為の禁止、停止若しくは制限又はこれらの行為を行う場合の消火準備 2 残火、取灰又は火粉の始末 3 危険物又は放置され、若しくはみだりに存置された燃焼のおそれのある物件の除去その他の処理 4 放置され、又はみだりに存置された物件（前号の物件を除く。）の整理又は除去</p> <p>どのような場合に、上記命令を発動するかについては、現場において、個々の事情に応じて具体的かつ現実的な人命又は火災危険について判断する必要があるので、画一的な基準をお示しすることはできません。</p>
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/
備考	